

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成28年 9月23日に不適合管理会議で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 4 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉補機冷却系第2中間ループ熱交換器(B)において、伝熱管より冷却水(汚染無し)の微少漏えいが認められたため、当該熱交換器を点検・修理。	GⅢ	
2	3号機	残留熱除去機器冷却海水系ポンプ(D)出口圧力指示計において、内部機構(ブルドン管)の破損が認められたため、当該圧力指示計を点検・修理。	GⅢ	
3	3号機	エリア放射線モニター系チャンネル20、32、38において、電源の停止作業に伴う仮設電源からの受電操作時、「軽故障」警報の発生が認められたため、当該事象について原因調査・対策検討。	GⅢ	
4	その他	一次水処理設備空気圧縮機(B)において、駆動用Vベルト(電動機と圧縮機を連結し、電動機から圧縮機に動力を伝えるベルト)の外れが認められたため、当該圧縮機を点検・修理。	GⅢ	